

次期東京都ギャンブル等依存症対策推進計画 【骨子案】

第1章 はじめに

◎計画改定の趣旨

- ・現計画の期間終了に伴い、改定を行う。

◎計画の位置付け等

- ・法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

◎計画期間

令和7年度から令和9年度まで（3か年）

第2章 都におけるギャンブル等依存症に関する状況等

- ・「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」
 - ・都内のギャンブル等に関する状況
 - ・都内のギャンブル等依存症に関する状況
- など関連するデータを記載。

第3章 第1期推進計画に基づく事業の実施状況

・計画期間における各事業の実施状況を示すとともに、評価を行い、課題等を洗い出し、次期計画につなげる。

第4章 都におけるギャンブル等依存症対策の基本理念等

◎依存症対策の基本理念等

- ①依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- ②依存症関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- ③アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

◎都における依存症対策の基本的な考え方

- ①重層的かつ多段階的な取組の推進
 - ②多機関の連携・協力による総合的な取組の推進
 - ③PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進
- 「東京都アルコール健康障害対策推進計画」「東京都保健医療計画」「東京都健康推進プラ

ン 2 1」「東京都薬物乱用対策推進計画」等との整合性を図る。

◎都における依存症対策の方向性

「予防教育・普及啓発」「相談・治療・回復支援」「依存症対策の基盤整備」「関係事業者の取組」「多重債務問題等への取組」を推進

第 5 章 具体的な取組

◎予防教育・普及啓発

【予防教育】

・学校教育等を通じて、予防教育や情報発信を推進。また、適切に指導を行える人材を養成。

【普及啓発】

- ・啓発週間において、依存症に関する関心と理解を深めるための周知。
- ・相談拠点において、都民向けフォーラムの開催、リーフレットの配布など実施。また、関係機関等と連携し情報収集・発信。
- ・情報の一元化、アクセス向上による効果的な普及啓発の実施

◎相談・治療・回復支援

【相談支援等】

・精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等への相談支援を引き続き実施。また、回復支援プログラム、家族講座を実施。

【医療提供体制の整備】

- ・専門医療機関等の選定を進め、専門プログラム等による治療を実施
- ・治療拠点機関において、受診後の患者支援事業を実施
- ・専門医療機関の追加選定など

【民間団体との連携】

- ・相談拠点の取組を通じ、民間団体の活動・重要性等について情報発信
- ・普及啓発・相談等においても、民間団体との連携を促進

◎依存症対策の基盤整備

【人材の育成】

- ・相談拠点において、対応力向上等のため研修を実施し、関係機関等に研修の講師を依頼するなど、相互連携を促進
- ・治療拠点機関において、医療機関を対象に研修を行い、医療従事者を養成

【包括的な連携体制の構築】

- ・相談拠点や治療拠点機関等において、連携会議開催などをはじめ、連携体制の強化
- ・相談拠点が実施する研修で、民間団体等の講師を招くなど更なる連携促進

◎関係事業者の取組

【広告・宣伝・普及啓発等の取組】

- ・広告が過度に射幸心をあおるものにならないよう取組促進。また、予防等に関する情報を得られるよう普及啓発。
- ・ホームページで相談窓口等を周知、啓発ポスターの掲示や場内広報の実施
- ・20歳未満の者の購入防止等の取組

【アクセス制限等の取組】

- ・年齢制限や本人申告及び家族申告による入場・入店制限等について周知徹底
- ・ATM等の撤去等や射幸性が抑制された遊技機への入れ替えなどを推進

【相談・治療につなげる取組】

- ・相談窓口の周知や相談者への対応等を実施
- ・関係機関等が作成する啓発用資料を設置するなど連携

【依存症対策の体制整備の取組】

- ・依存症の予防や再発防止の徹底、適切な支援につなぐことができるよう、依存症対策の体制整備を引き続き進める。
- ・従業員への教育や依存症に関するマニュアル等の整備等
- ・風営法に基づく立入りを実施し、ぱちんこ営業所における依存症対策の実施状況を確認・取組を促進

◎多重債務問題等への取組

【多重債務問題への取組】

- ・多重債務を抱える方へ相談支援を実施するとともに、関係機関等が連携
- ・多重債務について適切な情報発信

【違法に行われるギャンブル等の取締り】

- ・取締りや注意喚起による、オンラインカジノを含む違法なギャンブル等の排除と、風俗環境の浄化を推進

第6章 推進体制と進行管理

- ・依存症対策の推進に当たっては、関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係機関等とも連携を図る。

第7章 おわりに

- ・関係機関と連携し、依存症関連問題を含んだ、適切な取組を実施
- ・依存症は回復可能な病気であることを普及啓発し、回復に向けた治療・支援につなげていく。実施に当たって、関係機関等で連携し、重層的な取組を推進。